

工事内容確認チェックシート(竣工) (バリアフリー性: 等級4対応)

私は、竣工現場検査の申請にあたり、以下の基準について適合していることを確認しました。

基準の概要	確認項目(等級4)	確認内容(等級4)	現場確認欄	備考		
評価方法基準の第5の9 1に定める高齢者等配慮対策等級の等級4又は5に適合していること	部 屋 等 配置の等	特定寝室と同一階に配置すべき室・ホームエレベーターの設置	便所 浴室 ホームエレベーターの開口部有効幅員が750mm(通路より直進できる場合は650mm)以上	<input checked="" type="checkbox"/>		
	段 差	段 差 (日常生活空間内)	玄関 開口	くつずりと玄関外側の高低差20mm以下であること くつずりと玄関土間の高低差5mm以下であること		
			玄関 上がりかまち	360mm以下(踏み段 <sup>1)</sup> を設ける場合)であること 180mm以下(接地階に存する玄関で踏み段 <sup>1)</sup> を設けない場合)であること 110mm以下(上記以外の場合)であること		
			土間と踏み段との段差及び踏み段と上がりかまちの段差	180mm以下(接地階に存する玄関)であること 110mm以下(上記以外の場合)であること		
			浴室 出入口	20mm以下の単純段差であること		
			バルコニー 出入口	180mm(踏み段 <sup>1)</sup> を設ける場合は360mm)以下の単純段差であること 250mm以下の単純段差+手すり 180mm(踏み段 <sup>1)</sup> を設ける場合は屋内側で180mm、屋外側で360mm)以下のまたぎ段差+手すり		
			居室の部分の床とその他の床	300mm以上450mm以下であること		
		その他の床	勝手口と上がりかまち以外は段差はないこと(5mm以内の段差が生じるものを含む)			
		日常生活空間外の段差	日常生活空間外の床 <sup>3)</sup> の段差はないこと(5mm以内の段差が生じるものを含む)			
		階 段	階段がない場合	-		
			階段がある場合	勾配等	階段は所定の均一な勾配であること(勾配6/7以下、550mm 踏面+2×蹴上げ 650mm)	
	蹴込み			蹴込み寸法は30mm以下、蹴込み板の設置があること		
	形式等			最上段の通路等への食い込みがないこと 最下段の通路等への突出がないこと 回り階段の採用なし		
	階段が日常生活空間外・ホームエレベーター設置	所定の勾配等・蹴込み寸法に適合しているものであること				
	手 す り	階 段	少なくとも片側に設置されていること(段鼻からの高さ700mm～900mm) 両側に設置されていること(段鼻からの高さ700mm～900mm)(勾配が45度超の場合) 階段無し			
		便 所	設置(立ち座りのためのもの)			
		浴 室	設置(浴槽出入りのためのもの)			
		玄 関	設置(上がりかまち部の昇降及び靴等の着脱のためのもの)			
		脱 衣 室	設置(衣服の着脱のためのもの)			
		転落防止手すり	階段及び廊下	腰壁、手すり高さ、手すり子の内法寸法が所定の寸法であること		
手すり子		2階以上の窓	窓台、手すり高さ、手すり子の内法寸法が所定の寸法であること			
通 路	バルコニー	腰壁、手すり高さ、手すり子の内法寸法が所定の寸法であること				
	通 路	有効幅員が780mm(柱等の箇所は750mm)以上であること				
	出入口の幅員(日常生活空間)	玄関 開口	750mm以上確保されていること			
浴室 出入口		650mm以上確保されていること				
その他		750mm以上確保されていること 工事を伴わない撤去等により750mm以上確保が可能であること				
寝室、浴室及び便所(日常生活空間)	浴室の広さ	内法短辺	1,400mm以上であること			
		内法広さ	2.5m <sup>2</sup> 以上であること			
	便 所	内法短辺	1,100mm以上であること 便器の前方及び側方との距離が500mm以上(ドアの解放又は軽微な改造を含む。)であること 軽微な改造により1,100mm以上確保が可能であること			
		内法長辺	1,300mm以上であること 便器の前方及び側方との距離が500mm以上(ドアの解放又は軽微な改造を含む。)であること 軽微な改造により1,300mm以上確保が可能であること			
		便 器	腰掛け式であること			
	特定寝室	内法面積12m <sup>2</sup> 以上であること				

注1) フラット3S(金利Bプラン)「バリアフリー性」をご利用の場合は、本チェックシートではなく、「工事内容確認チェックシート(竣工)(バリアフリー性: 等級3対応)」を利用してください。

注2) 申請者、工事監理者又は工事施工者は、太枠で囲われたところをチェック又は記入してください。

1) 踏み段の構造要件

設置部	段数	高さmm	奥行mm	幅mm	その他
玄関上がりかまち	1	180以下	300以上	600以上	
バルコニー出入口	1	180以下	300以上	600以上	バルコニー端との距離1,200mm以上 接地階以外の玄関の場合110mm以下

2) 居室の部分の床の段差許容要件

位置: 介助用車いすの移動の妨げとならない  
面積: 3m<sup>2</sup>以上9m<sup>2</sup>(当該居室18m<sup>2</sup>以下の場合は当該面積の1/2)未満  
当該面積部分の合計が当該居室面積の1/2未満  
辺: 長辺1500mm以上(工事を伴わない撤去可)  
その他: その他の部分の床より高い

3) 以下に掲げるものはこの限りではありません。  
玄関の出入口(勝手口を含む)の段差及び上がりかまちの段差、浴室の出入口の段差、バルコニーへの出入口の段差、室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差